

回 覧

（仮称）大磯町子どもをいじめから守る条例（素案） に係る「町民説明会」と「パブリックコメント」のお知らせ

いじめは、絶対に許されない行為です。大磯町では、子どもたちをいじめから守り、子どもたちが健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、「（仮称）大磯町子どもをいじめから守る条例」の制定などに向けた準備を進めています。

この度、条例素案などがまとまりましたので、町民の皆さんからのご意見をお聴きするために、町民説明会を開催します。小中学校の児童生徒さんのご参加もお待ちしております。

と き 令和6年12月8日（日）

1回目 10時30分～11時30分 国府支所（2階第1・2会議室）

2回目 14時00分～15時00分 保健センター（2階研修室）

+オンライン（Zoom）

内 容 （仮称）大磯町子どもをいじめから守る条例（素案）などについて

申込み 令和6年12月4日（水）までに、右の

QRコード（e-kanagawa）から申込みをお願いします。



なお、電話での申込みの場合は、参加する方のお名前、ご住所、ご連絡先を問合先（政策課）までご連絡ください。

その他 当日は、条例素案などの内容について、池田町長がご説明します。

問合先 大磯町 政策総務部 政策課 政策係

電 話：0463-61-4100（内線205、229）

FAX：0463-61-1991 メール：seisaku-t@town.oiso.kanagawa.jp

～ パブリックコメントを実施します ～

町民説明会にご参加いただけない方は、パブリックコメントでもご意見を募集しています。皆さんのご意見をお待ちしています。

【募集期間】 令和6年12月2日（月）から令和7年1月6日（月）まで

※ 詳しくは、町ホームページをご覧ください。